

入札の公告

社会福祉法人水の会 第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定を準用し、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

平成23年1月7日

社会福祉法人 水の会
理事長 瀬川 五水

1 入札に付する事項

- (1) 入札物件名 特別養護老人ホーム（仮称）ユンニこもれびの家の各種備品一式
- (2) 納入場所 夕張郡由仁町東栄86番地
- (3) 納入期限 契約締結日の翌日から平成23年3月20日まで
- (4) 設備備品概要 別途、仕様書等による。
- (5) 予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

各種備品の入札に参加する者に必要な資格は、本公告日現在において次のとおりである。

- (1) 過去10年以内に競争入札参加または、各種備品納入実績があること。
- (2) 各種備品類ごとに定める販売許可を有するものであること。
- (3) 北海道競争入札参加資格指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 石狩・空知管内に主たる営業所を有すること。
- (5) 入札参加申請書の提出日以前1年以内に、取引金融機関において約束手形及び小切手等に不渡または取引停止を受けていないこと。
- (6) 納品後、当該備品の管理またはメンテナンス等の対応が可能なこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (8) 次に掲げるものでないこと。

ア) 政令第167条の4の規定に該当する者

イ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者または入札執行日前6ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に係る書類を添付して提出すること。

- (1) 提出期間 平成23年1月7日（金曜）から平成23年1月17日（月曜）まで
（土曜・日曜・祝日を除く）
- (2) 提出場所 由仁町健康元気づくり館内 社会福祉法人水の会 開設準備室
夕張郡由仁町東栄87番地
- (3) 提出方法 (2)の場所へ持参することとし、郵送等またはファクシミリによるものは受付しない。
- (4) 提出書類 ア) 会社概要（任意様式）
イ) 登記簿謄本（全部事項証明書）
ウ) 納税証明証（3の3）
エ) その他必要と認められる書類
- (5) その他 ア) 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ) 提出された申請書等は返却しない。
ウ) 提出された申請書等は無断で他に使用しない。

4 仕様書及び入札書等（以下「仕様書等」という。）に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、入札参加申請書の提出時に仕様書等を配布する。
- (2) 仕様書等に関する質問はファクシミリ及び電話連絡の受付はしない。
- (3) 仕様書等についての説明会を開催する。

日 時 平成23年1月18日（火曜）午後13時30分から

場 所 由仁町健康元気づくり館 2階 視聴覚室

夕張郡由仁町東栄87番地

5 入札手続等に関する事項

- (1) 入札日時 平成23年1月28日（金曜）午前10時
- (2) 入札場所 由仁町健康元気づくり館 2階 視聴覚室
- (3) 入札方法 ア) 入札の回数は原則1回とする。
イ) 入札参加資格者の数が1者のときは入札執行しないものとする。
ウ) 郵便・電報・ファクシミリによる入札は認めないものとする。
- (4) 入札書記載金額
落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 最低制限価格の設定の有無
設定しない。
- (6) 消費税等の課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。

6 入札無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しないまたは該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) 北海道一般競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札
- (4) 入札書の提出時に見積内訳書の提出を求めている場合において、見積内訳書が未提出または提出された見積内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

7 入札保証金に関する事項

- (1) 免除する。

8 落札者の決定及び入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 入札参加資格の確認の結果、不相当と認めるときは、その理由を記載した書面により落札候補者に通知するものとする。
- (3) (2)による通知を受けた者は、その理由の説明について、次のとおり書面（任意様式）により理事長に対して求めることができる。
 - ア) 提出期限 平成23年1月26日（水曜）までの日曜・土曜及び祝日等を除く、
午後9時から午後5時まで
 - イ) 提出場所 由仁町健康元気づくり館内社会福祉法人水の会開設準備室
 - ウ) 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等またはファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 不相当理由の説明を求められたときは(3)のア)に規定する提出期限から起算して5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 契約書作成の要否等に関する事項

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約保証金を免除する。

10 支払の条件に関する事項

- (1) 納品後1ヶ月以内に支払をする。

11 その他

- (1) 入札参加資格者は、道財政規則、北海道知事が別に定める北海道一般競争入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、北海道競争入札参加資格指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び見積内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
- (4) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期または中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合または入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。
なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び見積書等の付帯費用は入札参加資格者の負担とする。
- (5) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約の解除することがある。
- (6) その他入札に関して不明な点は、由仁町健康元気づくり館内社会福祉法人水の会開設準備室に照会すること。(☎0123-82-2211)

物品競争入札心得

(総 則)

第1条 北海道が発注する物品購入等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入 札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第7条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。

ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第8条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(契約の締結)

第10条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第11条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第12条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(談合情報に対する対応)

第13条 入札に関して談合情報があつた場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があつたと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第14条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中であつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第16条 入札に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

制限付一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人水の会
理事長 瀬川五水 様

申請者

住 所

名 称

代表名

⑩

平成 23 年 1 月 7 日付で入札公告のありました、次の物件に係る制限付一般競争入札参加いたしたく、必要書類を添えて申請いたします。

尚、入札参加資格の要件の全てを満たしていること並びに当該申請書及び添付書類に記載されている全ての事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 入札物件名 設備備品一式
2. 添付書類
 - (1) 本申請書
 - (2) 会社概要
 - (3) 登記簿謄本（全部事項証明書）
 - (4) 納税証明書（3の3）
 - (5) その他必要と認められる資料

以上